

# 卓話

平成 18 年 5 月 16 日

## 「不正品の見分け方」

財団法人日本自動車査定協会岐阜県支所

統括部長 査定長 松田 茂様

査定協会は、今年で 40 周年を迎え、全国 52 支所で運営しております。査定士の登録は、全国 14 万 5,000 名。岐阜県では 2,600 名を登録しています。

査定について説明したいと思います。査定とは調査して決定するという意味です。調査項目は査定基準に掲載されており、基準に従って調査します。何を決定するかというと価格を決定します。価格は仕入れ価格＝頭金です。調査を誤ると頭金が変わってきますし、損金が出てきます。尚、中古車は一物一価とされています。同じ車は一台もありません。それを見抜くのが査定でございます。

では不正品についてお話ししたいと思います。自動車業界及び中古車業界は必ず古物商が必要でございます。古物商の免許は所轄警察署に届け出をし、過去に前科がなければ簡単に取得できます。古物商の免許は、盗品を仕入れ及び売買してはいけないという規約がありますし、不正品についても見抜かなければいけません。

平成 7 年頃から政府の規制緩和により、盗難車が増え続けています。それ以前は、輸出車両は査定協会にて輸出検査を実施しないと輸出ができませんでした。

盗難の手口は様々です。プロの手口から素人の荒っぽい手口で海外へ流出しています。国内での盗難車は必ず物的証拠が残ってきますし、車検証の記載と車両に相違点があり、それを見抜き、盗難車を仕入れないようにします。尚、盗難車を発見しましたら所轄警察署に速やかに連絡しなければいけません。

不正品の 2 番目は、修復歴車です。修復歴車とは、骨格部位に修復又は曲がり凹みのある車両で、中古車販売店で小売販売する際には、ユーザーには詳しく車両状態説明をしなければいけません。

3 番目は、メーター巻き戻し車両です。まだまだあとを絶たないようですが、メーターを巻き戻して車両を販売してはいけません。騙して売れば詐欺罪の罪にとわれます。

最後に輸入車の査定ですが、輸入車は正規輸入と並行輸入車がありますが、その車両がどちらで輸入されたかを判断し査定します。年製の判別については、資料を参照してください。以上で、不正品の見分け方の説明を終了いたします。ありがとうございました。

